

預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書 (収)

金融機関 御中

私は一般財団法人 青森県教育厚生会から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

口座 名義 人	預金者の住所・名前	住 所	(〒 -) (電話番号 - -)	届け印
		名 前	(フリガナ)	
		前		

●いずれか一方にご記入ください。

注) 誤って記入された場合、訂正箇所届け印を押印してください。

(お手元の通帳により太枠内に正確にご記入ください。)

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		本店	預金種目	口座番号 (右づめ)				
	信用金庫	信用組合	支店	普通預金 (総合を含む)					
	労働金庫		出張所	金融機関コード	(金融機関で記入します)				

ゆうちょ銀行	種目コード	種別コード	通帳記号 (注1)				通帳番号 (注2)			
	166	30	1			0				
	注1: 6桁目がある場合※欄にご記入ください 注2: 8桁未満の場合は右詰めで記入し、その頭部の空欄には「0」をご記入ください									
払込加入者名		一般財団法人 青森県教育厚生会			払込先口座番号		02240-2-110716			

口座振替日 (振込日)	一般財団法人 青森県教育厚生会の指定する日 (偶数月の16日 ・ 毎月25日)	払込開始年月	年 月
※口座振替日が金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日になります。			

— 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く) —

- 銀行(信用金庫・信用組合・労働金庫含む)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を指定預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
 - 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり一般財団法人 青森県教育厚生会から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替について仮に紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

会員番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

金融機関処理欄 (ゆうちょ銀行は、この欄は使用しません)		
預金口座振替依頼書に不備がありましたら下記の該当番号に○をつけてご返送ください。		照査印
1. 預金取引なし	2. 印鑑相違・印鑑不鮮明	
3. 記載事由等相違 (店名・口座番号・口座名義)		
4. その他		

取扱店日附印

この依頼書(申込書)に記入いただいた個人情報は、預金口座振替(自動払込み)業務およびこれに付随・関連する業務に限り使用します。

預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書 (収)

一般財団法人 青森県教育厚生会 御中

私は一般財団法人 青森県教育厚生会から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

口座 名義 人	預金者の住所・名前	住 所	(〒 -) (電話番号 - -)	届け印
		名 前	(フリガナ)	
		前		

注) 誤って記入された場合、訂正箇所届け印を押印してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行	本店 支店 出張所	預金種目	口座番号 (右づめ)				
	信用金庫		普通預金 (総合を含む)					
	信用組合		金融機関コード	(金融機関で記入します)				
	労働金庫							

ゆうちょ銀行	種目コード	種別コード	通帳記号 (注1)				通帳番号 (注2)			
	166	30	1			0				
	注1: 6桁目がある場合※欄にご記入ください 注2: 8桁未満の場合は右詰めで記入し、その頭部の空欄には「0」をご記入ください									
払込加入者名		一般財団法人 青森県教育厚生会			払込先口座番号		02240-2-110716			

口座振替日 (振込日)	一般財団法人 青森県教育厚生会の指定する日 (偶数月の16日 ・ 毎月25日)	払込開始年月	年 月
※口座振替日が金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日になります。			

— 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く) —

- 銀行(信用金庫・信用組合・労働金庫含む)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を指定預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
 - 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり一般財団法人 青森県教育厚生会から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替について仮に紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

会員番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

【特記事項】

取扱店日附印

この依頼書(申込書)に記入いただいた個人情報は、預金口座振替(自動払込み)業務およびこれに付随・関連する業務に限り使用します。

【注意事項】

この様式を使用できる方は、

青森銀行 又は **みちのく銀行** を指定する方です。

※ゆうちょ銀行を指定する方・・・DL版は使用できませんので、本会へご連絡ください。

記入する箇所（金融機関用と教育厚生会用の2枚それぞれ記入）

- ・（右上）日付・・・記入した日にち
- ・ 太枠部分（住所、電話番号、名前、金融機関、口座番号、会員番号）
- ・ 届け印（銀行印）



本人控が必要な場合は、本会へ提出する前にご自身でコピーして保管してください。

【お問い合わせ】 事業課 TEL 017-721-1313